

(趣旨)

第1条 この規則は、別府市景観条例(平成20年別府市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第2条 条例第13条第1項の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内行為届出書(様式第1号)を2通作成し、市長に提出しなければならない。

2 条例第13条第1項の規定による届出のうち、条例第16条に規定する特定届出対象行為に係るものは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請に先立ってしなければならない。

3 景観計画区域内行為届出書には、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該各号に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書

(2) 条例第13条第2項第1号から第3号までに掲げる行為 次に掲げる図書

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

エ その他参考となるべき事項を記載した図書

(3) 条例第13条第2項第4号に掲げる行為 次に掲げる図書

ア 特定照明により照射される建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物及び特定照明の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの

エ 建築物又は工作物の特定照明により照射される面の立面図で縮尺50分の1以上のものに鉛直照度、照明器具の最大光度及び当該照射される面の輝度を表示したもの

オ その他参考となるべき事項を記載した図書

- 4 条例第13条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは景観計画区域内行為完了届出書(様式第2号)を、当該届出に係る行為を中止したときは景観計画区域内行為中止届出書(様式第3号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(行為の変更の届出)

第3条 条例第13条第3項の規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の規定による届出に係る行為が法第16条第7項各号に掲げる行為(同項第11号の規定により条例第15条に定める行為を含む。)に該当することとなるもの以外のものとする。

- 2 条例第13条第3項の規定による変更の届出をしようとする者は、景観計画区域内行為変更届出書(様式第4号)を2通作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、景観計画区域内行為変更届出書について準用する。この場合において、市長が必要がないと認めるときは、同項各号に定める図書の一部を省略させることができる。

(緑地率の算定方法)

第4条 条例第14条第1項の緑地率の算定に当たっては、木竹の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積は、別表左欄に掲げる自然的要素の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める方法により換算して得た面積を合算して得た面積とする。

(身分を示す証明書)

第5条 法第17条第8項の証明書は、様式第5号によるものとする。

(景観重要建造物の指定の通知等)

第6条 法第21条第1項の通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第6号)によるものとする。

- 2 法第21条第2項の標識は、様式第7号によるものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可)

第7条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第8号)を2通作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に対し、許可するときは景観重要建造物現状変更許可通知書(様式第9号)により、許可しないときは景観重要建造物現状変更不許可通知書(様式第10号)により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 法第22条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは景観重要建造物現状変更完了届出書(様式第11号)を、当該許可に係る行為を中止したときは景観重要建造物現状変更中止届出書(様式第12号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(景観重要建造物の状況の点検等)

第8条 景観重要建造物の所有者又は管理者は、条例第22条第3号の規定による点検を年1回行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

2 条例第22条第3号の報告は、景観重要建造物状況点検報告書(様式第13号)によるものとする。

(景観重要建造物の管理に必要な措置)

第9条 条例第22条第4号の措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 建造物と一体となって良好な景観を形成している景観重要建造物に含まれる樹木にあつては、条例第24条に定める景観重要樹木の管理の方法の基準に準じて管理すること。

(2) 景観重要建造物が滅失又は棄損するおそれがあるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は棄損を防ぐ措置を講じること。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第10条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第14号)によるものとする。

(景観重要樹木の指定の通知等)

第11条 法第30条第1項の通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第15号)によるものとする。

2 法第30条第2項の標識は、様式第16号によるものとする。

(景観重要樹木の現状変更の許可)

第12条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第17号)を2通作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、許可するときは景観重要樹木現状変更許可通知書(様式第18号)により、許可しないときは景観重要樹木現状変更不許可通知書(様式第19号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 法第31条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは景観重要樹木現状変更完了届出書(様式第20号)を、当該許可に係る行為を中止したときは景観重要樹木現状変更中止届出書(様式第21号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(景観重要樹木の状況の点検等)

第13条 景観重要樹木の所有者又は管理者は、条例第24条第3号の規定による点検を年1回行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

2 条例第24条第3号の報告は、景観重要樹木状況点検報告書(様式第22号)によるものとする。

(景観重要樹木の管理に必要な措置)

第14条 条例第24条第4号の措置は、景観重要樹木が滅失又は棄損する恐れがあるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は棄損を防ぐ措置を講じることとする。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第15条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の通知は、景観重要樹木指定解除通知書(様式第23号)によるものとする。

(景観まちづくり活動団体の認定)

第16条 条例第26条第1項の規定による認定は、次に掲げる活動を行っている団体又は活動が見込まれる団体について行うものとする。

(1) 景観重要建造物、景観重要樹木その他温泉湯けむり景観を保全し、育成し、再生し、及び創造する活動並びにこれらを活用しての温泉湯けむり景観に関するまちづくりを図る活動

(2) 温泉湯けむり景観に関するまちづくりを普及し、及び啓発する活動

(3) 温泉湯けむり景観に関するまちづくりに係わる市民、事業者及び市との協働を図る活動

2 条例第26条第1項の規定による認定を受けようとする団体は、景観まちづくり活動団体認定申請書(様式第24号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 規約、会則、定款等の写し

(2) 役員の名簿及び住所の一覧表

(3) 構成員の名簿の一覧表

(4) 活動の概要を記した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、条例第26条第1項の規定による認定をしたときは、景観まちづくり活動団体認定通知書(様式第25号)により、当該申請をした団体に通知するものとする。

4 市長は、条例第26条第1項の規定による認定をした景観まちづくり活動団体に関する台帳を作成し、管理するものとする。

(景観まちづくり活動団体の申請内容の変更及び認定の解除)

第17条 条例第26条第1項の規定による認定を受けた団体は、景観まちづくり活動団体認定申請書若しくは前条第2項に規定する添付書類の内容に変更があったとき又は認定の解除を受けたいときは、速やかに景観まちづくり活動団体変更・認定解除申出書(様式第26号)を市長に提出しなければならない。ただし、同項第3号に掲げる書類の内容の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する認定の解除の申出により条例第26条第1項の規定による認定を解除するときは、景観まちづくり活動団体認定解除通知書(様式第27号)により当該申出をした団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請内容の変更の申出があったとき又は前項の規定による認定の解除をしたときは、前条第4項の台帳を整理するものとする。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定は、この規則の施行の日以後に着手する行為について適用する。

別表

自然的要素	換算方法
樹木	高木A(高さが5.0メートル以上の樹木をいう。)1本につき10.0平方メートル
	高木B(高さが2.5メートル以上5.0メートル未満の樹木をいう。)1本につき7.0平方メートル
	中木(高さが1.0メートル以上2.5メートル未満の樹木をいう。)1本につき3.0平方メートル
	低木(高さが0.5メートル以上1.0メートル未満の樹木をいう。)1本につき1.0平方メートル
生垣	延長距離1メートルにつき1.0平方メートル
つた類	延長距離1メートルにつき1.0平方メートル
芝生	面積1平方メートルにつき1.0平方メートル
花	面積1平方メートルにつき1.0平方メートル
池その他これに類するもの	面積1平方メートルにつき0.5平方メートル
屋上緑化等	面積1平方メートルにつき1.0平方メートル

壁面緑化等(つる植物で成長時に建築物の外壁を覆うように植栽したもの)	水平方向の延長距離1メートルにつき0.5平方メートル
庭石類	面積1平方メートルにつき0.1平方メートル
透水性舗装	面積1平方メートルにつき0.04平方メートル

#### 備考

1 左欄に掲げる自然的要素のうち、地域特性に適合するものとして次に掲げるものに係る換算して得た面積については、1.2を乗じるものとする。

- (1) 別府石(庭石類)
- (2) キンモクセイ(樹木、生垣及び屋上緑化等)
- (3) クスノキ(樹木)
- (4) オオムラサキ(生垣及び屋上緑化等)

2 風致地区内においては、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年大分県規則第29号)別表により換算するものとする。